

令和6年4月1日

各位

瀬戸信用金庫

振り込め詐欺等にご注意ください

振り込め詐欺は「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」などの総称で、以下のような犯罪が発生していますので、ご注意ください。

1. オレオレ詐欺

電話を利用して、親族・警察官・弁護士などを装い、横領や交通事故の示談金などの名目で、現金を振り込ませるなどの方法により騙し取る詐欺です。

(例)

「あなたのご主人が会社のお金を横領しました。今お金を振り込めば何とかになります。振り込まないと警察に届けることになります。」

2. 架空請求詐欺

インターネットなどの有料サイトの利用料などの不正な請求を、電話や文書、メールで送りつける方法で現金を振り込ませるなどの方法により騙し取る詐欺です。

(例)

「入会費として〇万円をお支払いください。万一、お支払いいただけない場合は裁判所に訴訟を提起します。」

3. 還付金詐欺

税務署や社会保険事務所等をかたり、税金の還付などに必要な手続きを装って被害者に現金を振り込ませるなどの方法により騙し取る詐欺です。

(例)

「〇〇税務署の△△です。これから税金の還付金を振込しますので、入金確認のため通帳・キャッシュカード、携帯電話をお持ちの上、お近くのＡＴＭへ行ってください。」

4. 融資保証金詐欺

実際には融資しないにも関わらず、融資する旨の文書を送付するなどして、保証金等を名目に現金を振り込ませるなどの方法により騙し取る詐欺です。

(例)

「低金利でご融資します。登録料をお支払いください。」

被害に遭わないためには

- ・電話によるお金の要求に対しては、「すぐに振り込まない」「一人で振り込まない」を徹底してください。
- ・落ち着いて話を聞き、要点をメモしたら、一旦電話を切り、本人に確認したり、家族や警察に相談しましょう。

振り込め詐欺救済法への対応について

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（略称「振り込め詐欺救済法」）が施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金の支払手続等を定めたものです。

当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪により当金庫の預金口座に振り込まれた方、当金庫から他の金融機関へ振り込まれた方からのご照会・ご相談につきましては、下記の【お問い合わせ窓口】で承っております。

犯罪に利用された預金口座につきましては、預金保険機構のホームページに公告されております。（当金庫ホームページ リンク集からもアクセスできます）

預金保険機構 [>http://furikomesagi.dic.go.jp/](http://furikomesagi.dic.go.jp/)

【お問い合わせ窓口】

瀬戸信用金庫 業務統括部 業務管理グループ

（0561）86-0130

[受付時間] 平日9：00～17：00

（土・日・祝・信用金庫の休業日は除きます）

「振り込め詐欺救済法」により、金融機関が被害回復分配金の支払該当者を決定した場合に作成する「決定表」は、「お問い合わせ窓口」に備えております。

被害回復分配金の申請人とその代理人の方で閲覧をご請求される場合は、上記「お問い合わせ窓口」へお申出ください。